

鎌倉市モザイク型就労支援システム（かまくら版 GBER）事業実施要領

（趣旨）

第 1 この要領は、AI による個人の特性や志向を加味し、求人内容を細分化したモザイク型就労支援システム（以下「GBER」という。）を活用して、企業の基本的な情報及び求人情報（以下、「求人情報等」という。）をシステムに登録し、特に、高齢者や女性（以下、「高齢者等」という。）が自ら、その技能、体力及び時間に応じて、手軽に応募することができるマッチングシステム事業を運用するために必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第 2 本事業は、人口減少及び少子高齢化の進行に伴う労働力確保を念頭に置き、高齢者等の就労機会を増やすとともに、将来的には、NPO・ボランティア、講座・イベント、趣味・サークル等の募集情報への活用も検討し、高齢者等の生きがいや経験・スキルを活かした社会貢献活動につなげることで、これまで以上に高齢者等が地域への貢献に充足を感じ、健康でいつまでも生き生きと暮らすことができる長寿社会の構築を目的とする。

（対象者）

第 3 本要領の対象者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録事業者 本市に事業所若しくは就業場所又は活動の拠点を有する者のうち、インターネットを利用して GBER に登録し、利用者向けの求人情報等を提供する者で、地域管理者に登録の承諾を得た者
- (2) 利用者 インターネットを利用して GBER に登録し、登録事業者が提供した求人情報等に応募する市民及び鎌倉市に関係する近隣住民（原則として、高齢者等）
- (3) 地域管理者 鎌倉市市民防災部商工課
- (4) 総合管理者 東京大学先端科学技術研究センター身体情報学分野における GBER 事務局

（登録事業者の範囲）

第 4 GBER に登録できる事業者は、神奈川県信用保証協会の保証対象業種を原則とし、次に掲げる業種及び事業者は登録できないものとする。

- (1) 農業・林業・漁業・水産養殖業
- (2) 金融業、保険業（ただし、保険代理店、保険サービス業を除く。）
- (3) 接待、遊興及び食事の提供を主目的としない飲食業（バー、スナック、キャバレーなど）
- (4) 性風俗関連特殊営業
- (5) パチンコ、スロットマシンなどの娯楽業

- (6) 興信所、探偵業
- (7) 集金業、取立業（ただし、公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）
- (8) 政治・経済・文化団体
- (9) 宗教法人・団体
- (10) 暴力団又は暴力団の構成員による事業者
- (11) 法律の定めのない医療類似行為を営む事業者
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている事業者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている事業者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

（地域管理者の役割）

第 5 鎌倉市における GBER の管理、運用及び普及を行う組織として、次の事務を行う。

- (1) 登録事業者及び利用者の募集及び勧誘
- (2) 登録事業者の仮登録申請受付、登録の承諾、ログイン用 ID・パスワードの発行及び仮パスワードの発行
- (3) 登録事業者に対する求人情報等の提供依頼
- (4) 登録事業者及び利用者のための問合せ窓口の設置
- (5) その他 GBER に関し必要な事務

（総合管理者の役割）

第 6 全国における GBER の研究、開発及び統括を行う組織として、次の事務を行う。

- (1) GBER のポータルサイトの運用
- (2) 地域管理者との調整
- (3) 登録事業者及び利用者の管理
- (4) 登録事業者及び利用者へのオンラインサービスの提供
- (5) 情報セキュリティ対策
- (6) 登録事業者及び利用者の個人情報の保護
- (7) システムのメンテナンス及びカスタマイズ
- (8) システム利用に関する説明及びアドバイス
- (9) GBER に関するキャンペーン、アンケート調査等の実施
- (10) その他 GBER に関し必要な事務

（会員登録）

第 7 GBER への会員登録の方法は、次のとおり行うものとする。

- (1) 登録事業者

ア 地域管理者に仮登録申請書兼承諾書、利用規約、個人情報保護方針及び利用者と

の連絡等についての指針に係る同意書を電子メールに添付し、送付する。

イ 地域管理者による登録審査を受け、会員登録を承諾した旨を記載した仮登録申請書兼承諾書の返送及びシステムにログインするためのID・パスワードの発行を受けるとともに、システムに入力するための仮パスワードの発行を受ける。

ウ 送付されたID・パスワード及び仮パスワードを使用して、自ら直接、GBERへの本登録を行った後、仮パスワードを変更し、求人情報等を入力する。

(2) 利用者 利用規約、個人情報保護方針及びキャンセルポリシーに同意の上、ID（メールアドレス）及び任意のパスワードを設定し、自ら直接、GBERへの本登録を行った後、プロフィール等を入力し、求人情報等に応募する。

2 登録事業者及び利用者は、随時、退会することができる。

3 会員登録から退会に至るシステム上の手続きについては、地域管理者が定める「基本操作マニュアル（登録事業者用・利用者用）」による。

4 地域管理者及び総合管理者は、会員登録に当たって、次のときはGBERへの登録を取り消すことができる。

(1) 申請時に届け出た登録事項の全部又は一部について、虚偽、誤記又は記載漏れがあったとき

(2) 地域管理者及び総合管理者において、会員登録をすることが不相当であると認めるとき

(GBERの利用)

第8 登録事業者はGBERを通じて求人情報等を自由に掲載することができ、利用者はGBERを通じて自由に応募することができる。ただし、職業紹介事業及び職業紹介事業に準ずる内容については掲載できないものとする。

2 GBERの利用は無料とする。ただし、通信等に係る費用については、登録事業者及び利用者の負担とする。

3 求人情報等の登録及び応募に係るシステム上の手続きについては、地域管理者が定める「基本操作マニュアル（登録事業者用・利用者用）」による。

4 前項に定めるGBERの利用によって生じた損害に関しては、地域管理者及び総合管理者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、地域管理者及び総合管理者は一切の責任を負わないものとする。

(利用規約等の遵守)

第9 登録事業者及び利用者は、GBERの利用に当たって、総合管理者が定める利用規約、個人情報保護方針、利用者との連絡等についての指針（登録事業者の場合）及びキャンセルポリシー（利用者の場合）の内容について、あらかじめ同意しなければならない。

2 地域管理者及び総合管理者は、前項の規定に反する行為を行った登録事業者及び利用者に対し、GBERの登録を取り消すことができる。

(法令等の遵守)

第 10 本要領に基づく事業の実施に当たっては、法令並びに鎌倉市暴力団排除条例、鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(委任)

第 11 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要領は、決裁の日から施行する。(令和 5 年 12 月 28 日決裁)

(既登録者の特例)

この要領の施行日前において、既に **GBER** に登録している事業者及び利用者は、第 7 に定める会員登録を行うことなく、施行日後の登録事業者及び利用者と同みなすこととする。

付 則

(施行期日)

この要領は、決裁の日から施行する。(令和 6 年 3 月 26 日決裁)